

貴党への政策提案と公開質問

私たちは求めます

食の安全・安心と自給力向上の実現、脱原発、そして非営利・協同セクターへの支援策を。

日頃より国民の健康福祉の向上のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、間近に迫る衆議院選挙にあたり、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会としての政策提案を以下のとおりまとめました。貴党の公約(マニフェスト)作成、並びに選挙後の政策の具体化及び推進にあたりご検討いただきたく、提案致します。

下記の政策提案の各項目について、貴党のご見解を具体的にお示し頂ければ幸いです。誠に勝手ながら、9月30日までに別紙の回答用紙で、郵送・FAX・メールのいずれかでご回答を頂きたく存じます。なお、ご回答はその有無を含めて弊会のホームページ等にて公表させていただく予定ですので、予めご了解ください。

ご多忙のところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願い致します。

\*

(1) 食の安全・安心と自給力向上の実現を求めます。

①TPPへの不参加表明を求めます。

<理由>

- ・ 国政が何よりも優先して取り組むべきは、東日本大震災と福島第一原子力発電所の過酷事故からの地域復興を進めるための政策の実施です。そして、日本の食と農を守り育て、自給力を強めるための政策です。TPPは、これらの政策に逆行し、震災から立ち直ろうと努力する人々の希望を打ち砕く選択です。これまで生活クラブが提携生産者とともに築き上げてきた食の安全・安心、そして助けあいのしくみである協同組合の共済を脅かす選択です。よって、私たちはTPPへの参加に反対します。

<質問>

- ・ TPP問題についての貴党の見解を教えてください。  
A:参加に賛成、B:参加に反対、C:態度保留、D:その他(自由記述)

②消費者が知る権利・選択する権利を行使でき、食の安全・安心と自給力向上につながる食品表示制度を求めます。

<理由>

- ・ 食のグローバル化や加工食品の増加が進み、原料原産地がわからない、遺伝子組み換え原料が使われているかどうかわからないなど、食品の素性は消費者にとってますますわかりにくくなっています。消費者庁は2012年度中に新しい食品表示法の制定をめざしていますが、消費者が「知る権利」にもとづいて日々の選択的な購買行動をつうじて自給力向上につながる国産の作物・食品を食べ支え続けていくことができる仕組みがあれば、それが自給力向上を支える何よりの力となります。その実現に向けて、消費者が食品の産地や素性(安全)を理解・納得(安心)して選択購入できるように、新しい食品表示法を定めるにあたり、①消費者の権利の明記、②加工食品の原料原産地表示の拡大、③遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大を求めます。

<質問>

- ・ 下記1)～3)について、貴党の見解を教えてください。  
1)新しい食品表示法への「消費者の権利」の明記について  
A:賛成、B:反対、C:態度保留、D:その他(自由記述)

- 2)加工食品の原料原産地表示の拡大について  
A:賛成、B:反対、C:態度保留、D:その他(自由記述)
- 3)遺伝子組み換え食品の表示義務の拡大について  
A:賛成、B:反対、C:態度保留、D:その他(自由記述)

## (2)脱原発政策

### ①福島に学ぶ、脱原発社会に向けた速やかな方針の実行を求めます。

#### <理由>

- ・ 福島第一原子力発電所の過酷事故では、人命をおろそかにした経済活動を優先した判断や科学技術を過信した施設管理が、今回の被害を広げてしまいました。大飯原子力発電所3、4号機はストレステストの2次検証にも着手せず、対策を先延ばしのまま再稼働の判断が出されました。このようなことは被災された方々だけでなく、日本に暮らす多くの人が不安に感じ政治への不信を深める結果になっています。事故の責任の所在を明らかにし、民主的な監視体制の構築を求めます。また、この技術の部品や技術を海外に輸出することは放射能汚染の被害者を膨らませる可能性を広げることです。事故を発生させた国としてこれ以上汚染を広げる加害国になってはなりません。立地自治体、周辺自治体の安全はもとより地域経済も見据え、結論を先送りにせず原発の廃炉をすすめていくことが必要です。

#### <質問>

- ・ 福島第一原子力発電所の事故の刑事責任追及が必要だと考えますか。  
A:必要、B:必要でない、\*C:態度保留、D:その他(自由記述)
- ・ 原子力発電設備、技術の輸出政策に賛成ですか。  
A:賛成、B:反対、\*C:態度保留、D:その他(自由記述)
- ・ 既存の原発について、最新の規制に基づく、バックフィットの実施(耐震バックチェック等)が必要だと考えますか。  
A:賛成、B:反対、\*C:態度保留、D:その他(自由記述)
- ・ 原子力発電所の即時廃止に賛成ですか。  
A:賛成、B:反対、\*C:態度保留、D:その他(自由記述)
- ・ 原子力規制、監視のための市民の公募公選による規制委員会の設置への見解を教えてください。  
A:賛成、B:反対、\*C:態度保留、D:その他(自由記述)

### ②使用済み核燃料の再処理工場の本格稼働の中止し、核燃サイクルの政策自体の見直しを求めます。

#### <理由>

- ・ 六ヶ所再処理工場は事故が相次ぎ未だに本格稼働に至っておらず、技術的に商業化は難しい状況です。廃棄物(核のゴミ)は各発電所と六ヶ所村の再処理工場に保管されたままで行き場を失っています。核廃棄物の処理方法を先延ばしせず、直接処理の議論を開始し、核燃料サイクルの政策の放棄を求めます。

#### <質問>

- ・ 六ヶ所村にある再処理工場の稼働中止についてどうお考えですか。  
A:賛成、B:反対、\*C:態度保留、D:その他(自由記述)
- ・ 核燃料サイクルの政策の放棄についてのお考えをお聞かせください。  
A:賛成、B:反対、\*C:態度保留、D:その他(自由記述)

### (3)非営利・協同セクターへの支援策を求めます。

#### ①協同組合の発展を促進するための法制度の整備を求めます。

- ・ 国連は、格差や貧困の拡大という社会問題や食料問題などを解決する主体として、協同組合の役割と可能性を評価し、2012年を国際協同組合年として決めました。日本においても、これらの問題、さらには東日本大震災からの復興支援という大きな課題を前に、協同組合はさらに活躍の場を広げるべきです。

##### <理由1>

- ・ 2012国際協同組合年全国実行委員会は、国連が国際協同組合年の目標として掲げる「協同組合の認知度の向上、協同組合の成長、協同組合政策等の確立」の実現をすすめるため、「協同組合憲章草案」(別冊)を決定しました。日本における協同組合政策の基本原則を明らかにするため、政府として「協同組合憲章」を制定することを求めます。

##### <質問1>

- ・ 「協同組合憲章」を閣議決定することについて、貴党の見解を教えてください。  
A:必要である、b:必要でない、C:態度保留、D:その他(自由記述)

##### <理由2>

- ・ 協同組合振興のためには、横断的な協同組合間協同をより広げるとともに、協同組合の発展を促進するための法制度の整備が不可欠であると考えます。また、現状の縦割りの協同組合法制と個別政策を乗り越え、協同組合政策の横断的な推進・調整を行なうことが可能となる省庁横断組織を設けるためにも、法的裏付けとしての協同組合基本法の制定と、協同組合に対する政府の基本政策が必要です。

##### <質問2>

- ・ 日本における協同組合法制の整備の一環として、協同組合基本法の可能性について継続的に研究・検討する場を政府に設けることについて、貴党の見解を教えてください。  
A:必要、b:必要でない、C:態度保留、D:その他(自由記述)

#### ②「協同労働の協同組合法」の早期制定を求めます。

##### <理由>

- ・ 生協運動の中から生まれたワーカーズ・コレクティブ、失業者の仕事づくりからはじまったワーカーズコープ、障がいをもつ人びととともに働く社会的事業所など、働く人たちの協同組合は、すでに30年以上の歴史を有しています。しかし、日本にはこうした働き方を認める法制度がなく、超党派の議員連盟が市民とともに「協同労働の協同組合法」の制定をめざして取り組んでいます。現在、東日本大震災からの復興支援においても、これらの協同組合は被災地での仕事おこしにいち早く取り組んできました。今こそ政府として積極的に支援すべきであると考えます。「協同労働の協同組合法」の早期制定を求めます。

##### <質問>

- ・ 「協同労働の協同組合法」の早期の制定に取り組むことについて、貴党の見解を教えてください。  
A:必要、B:必要でない、C:態度保留、D:その他(自由記述)

#### ③非営利事業である共済の法制度の改善を求めます。

##### <理由>

- ・ 東日本大震災等の影響により、人々のいのちとくらしを守る社会的包摂のしくみがこれまで以上に注目を集めています。生活保護受給者は200万人を超え、セーフティネットとしての生活保障制度が機能不全に陥るなかで、地域社会との関係性の希薄化は「孤立

化」や「無縁化」など人々の暮らしに直結しています。ふつうの人々がたやすく貧困や孤立死へと滑落してしまう「すべり台型社会」から脱却し、社会的包摂を形作ることが喫緊の課題です。

- ・ こうした課題を解決する手段のひとつに、市民どうしのたすけあい、人々の相互扶助のしくみである共済があります。共済は保険とは異なる非営利事業であり、市民のボランティアな活動がその基盤になっています。2005年の保険業法改定によって自主共済を行っていた非営利の団体は保険と同等の条件・規制を受け、多くの団体は従来の自主的かつ社会的なたすけあいの機能を持てなくなりました。そして、いわゆる制度共済も保険業法準用を規定する2007年生協法改定に代表されるように、共済とは本質的に異なる保険と同列に置かれてしまいました。共済がもつ社会的な役割や機能を果たすためには共済法の制定など、非営利事業である共済の法制度の改善が必要です。
- ・ また関連して、たすけあいによって集められた「地域の意思あるお金」を、被災地支援、就労・孤立・生活困窮などの市民事業の支援に活用する市民金融の機能も重要な論点で、そのための法制度の整備も併せて検討するべきです。

#### <質問>

- ・ 共済に関する法制度の整備に対しての貴党の見解を教えてください。  
A: 共済法制定を検討するべき、B共済法制定は時期尚早だが、これ以上の規制は行うべきでない、C: 民間の保険と同等の規制をするべき、D: その他(具体的に)

以上

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

代表者名 代表理事会長 加藤好一